やまと 居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条

・ * 有限会社 ゆう優ハウス大和 が開設する やまと(以下「事業所」という。)が 行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及 び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に 対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- * 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものと する。
- 1. ① 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
- 2. ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的 に 提供されるよう配慮すること。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の 種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、複数のサービス事業者を紹介し、公正中立に行うこと。
- * 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、医療機関、障害福祉施設等との連携に努めるものとする。 (事業所の名称等)

第3条

- * 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 1. ① 名称 やまと
- 2. ② 所在地 群馬県安中市原市3533-5 アートリューム原市101号室 (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

- ・ * 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - 1. (1) 管理者 介護支援専門員1名(常勤)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも 定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

1. ② 介護支援専門員 2名(常勤2名)

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から 1月3日までを除く。
 - ② 営業時間 午前9時15分から午後6時までとする。
 - ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。 (居宅介護支援の内容)

第6条

- * 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。
- 1. ① 居宅サービス計画作成
- 2. ② 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- 3. ③ 介護保険施設への紹介

- 4. ④ 利用者に対する相談援助業務
- ⑤ その他利用者に対する便官の提供

(居宅介護支援の提供方法)

第7条

- * 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。
- * 使用する課題分析票の種類は、MDS-HC2.0方式とする。
- ・ * 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び 居宅 サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

(利用料等)

第8条

・ * 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条

* 通常の事業の実施地域は、安中市とする。

(その他運営についての留意事項)

第10条

- * 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 1. ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回
- * 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- * 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の 内容とする。
- * この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に 基づいて定めるものとする。

(身体拘束・虐待の防止)

第11条

- * 事業所は利用者の人権・虐待等の防止の為次の措置を講ずるものとする。
- 1. ① 虐待・身体拘束を防止するための従業者に対する研修の実施。
- 2. ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 3. ③ その他虐待・身体拘束防止のために必要な措置
- 4. ④ 責任者の設置

*事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

附則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。